風俗営業等分類基準及び構造設備基準

行政書士 人見順一事務所

種別	分類基準	構造・設備の基準	
【風俗営業】 平成28年6月23日より			
1号営業		・客室の床面積→洋室1室につき16.5㎡以上(客室が1室のみのときは制限なし)	
(キャバクラ・パブ・		→和室1室につき 9.5㎡以上(
キャバレー・料理店等)	接待+遊興or飲食	・営業所の外部から客室が見えないこと	
		・客室に見通しを妨げる設備がないこと	
		・営業所内の照度→5ルクスを超えること	
2 号営業	飲食or遊興	・客室の床面積→洋室1室につき5㎡以上(遊興させる営業は33㎡以上)	
(低照度飲食店)	+10ルクス以下	・営業所の外部から客室が見えないこと	
		・客室に見通しを妨げる設備がないこと	
		・営業所内の照度→5ルクスを超えること	
3号営業	飲食のみ+見通し困難	・営業所の外部から客室が見えないこと	
(区画席飲食店)	+ 5 m ³ 以下の客席	・営業所内の照度→10ルクスを超えること	
		・長いす等、専ら異性を同伴する客の休憩の用に供する設備を設けないこと	
4 号営業		・客室に見通しを妨げる設備がないこと	
(パチンコ店・		・営業所内の照度→10ルクスを超えること	
パチスロ店・麻雀店等)		・客の見やすい場所に賞品を提供する設備を 設けること(麻雀店は除く)	
5 号営業		・客室に見通しを妨げる設備がないこと	
(ゲームセンター等)		・営業所内の照度→10ルクスを超えること	
		・紙幣を挿入できる遊技設備を設けないこと	
		・現金等を提供するための装置を有する遊技設備を設けないこと	
【5業種共通の基準】			
		・善良の風俗を害するおそれのある写真・装飾等の設備がないこと	
		・騒音・振動の数値が条例で定める数値以下であること	
		・客室の出入口(営業所外に直接通ずる出入口は除く)に施錠の設備を設けないこと	

【特定遊興飲食店営業】	・客室の床面積→33㎡以上
平成28年3月23日より	・営業所の照度→10ルクス以上
遊興+酒類提供+深夜	・客室に見通しを妨げる設備がないこと
	・善良の風俗を害するおそれのある写真・装飾等の設備がないこと
	・客室の出入口(営業所外に直接通ずる出入口は除く)に施錠の設備を設けないこと
	・騒音、振動の数値が条例で定める数値以下であること

【深夜酒類提供飲食店営業】	・客室の床面積→洋室1室につき9.5㎡以上(客室が1室のみのときは制限なし)
	・客室に見通しを妨げる設備がないこと
深夜+酒類提供	・営業所内の照度→20ルクスを超えること
*午前0時以降の遊興は	・騒音、振動の数値が条例で定める数値以下であること
出来ない	・客室の出入口(営業所外に直接通ずる出入口は除く)に施錠の設備を設けないこと
	・善良の風俗を害するおそれのある写真・装飾等の設備がないこと